


資料編

- 第 1 節 環境配慮指針
 - 第 2 節 計画策定体制
 - 第 3 節 計画策定経過
 - 第 4 節 宇都宮市環境基本条例
 - 第 5 節 用語解説
- 

1 環境配慮指針の概要

(1) 環境配慮指針の目的

近年の社会経済活動の発展に伴い、私たちの暮らしは快適で便利なものとなりましたが、同時に、都市化の進展やライフスタイルの多様化等に伴い、資源やエネルギーの大量消費、ごみの発生量の増大、身近な自然の減少、地球温暖化を始めとする地球規模の問題など、様々な環境問題に直面しています。

これらの環境問題の発生要因の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の増大であり、その解決に向けては、行政の取組はもとより、市民や事業者の一人ひとりが、環境に配慮した行動を実践することが大変重要です。

このようなことから、日常生活や事業活動の中で、できる限り環境に配慮した行動を実践していただくためのガイドラインとして、環境配慮指針を示します。

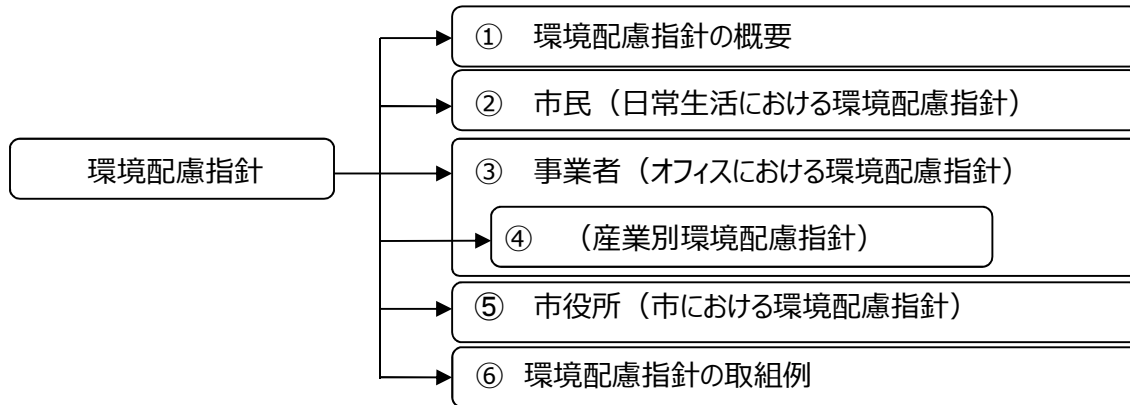
(1) 指針の意義

市民・事業者・行政が本計画に掲げる基本理念や目標を共有し、良好な環境の創造・保全に取り組むため、日常生活や事業活動における具体的な取組を示し、市民・事業者・行政の環境配慮に関する行動を促進するもの

(2) 指針の役割

- ・ 市民の日常生活における環境配慮行動の実践を促進するためのガイドライン
- ・ 事業者の事業活動における環境配慮行動の実践を促進するためのガイドライン
- ・ 市の施策・事業の実施における環境配慮行動の実践を促進するためのガイドライン

(2) 環境配慮指針の構成



2 市民（日常生活における環境配慮指針）

日常生活における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー 環境負荷の少ないまちづくり	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	ごみの適正処理・処分 生物多様性 緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	大気環境 水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質	もったいないのこころの醸成 人づくりの推進 実践行動の場と機会の提供
(1) 買い物をするときに	■	■	■	■	■
必要な物を必要な分だけ買うように努める。		■			
環境に配慮したエコマーク製品や輸送コストの低い地元産商品などの購入に努める。	■		■	■	
マイバックを活用し、レジ袋やごみの排出が少ない買い物に努める。		■			
(2) エネルギーを使用するときに	■	■			■
省エネ機器、再生可能エネルギー設備の導入や効率的なエネルギー利用により、電気・ガス・灯油などの節約に努める。	■	■			
エコなエネルギーの調達に努める。	■	■			
(3) ごみを処理するときに	■	■	■		■
ごみの減量に努める。		■			
リサイクルに努める。	■		■		
ごみの適正な処理に努める。			■		
生ごみ処理機の導入など、生ごみの資源化に努める。		■	■		
(4) 外出するときに	■	■	■	■	■
E V（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用推進に努める。	■	■		■	
環境に配慮した運転（エコドライブ）や自動車の利用（カーシェアリング）に努める。	■			■	■
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■		■	■
マナーを守り、街の美化に努める。		■	■	■	
(5) 家屋や敷地の管理など	■	■	■	■	■
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。				■	
過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。	■	■			
雨水などの浸透に配慮した庭の管理に努める。	■	■		■	■
雨水の有効活用などにより、水道水の節水に努める。					
生活雑排水の抑制や汚水・排水の適正な処理に努める。	■		■	■	
家の庭や周辺などの緑化や適正な管理に努める。			■	■	■

	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
環境配慮指針	省エネルギー 自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 ごみの適正処理・処分	緑・水環境 まちづくりと自然のつながり 水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の提供 人づくりの推進 もったいないのこころの醸成
(6) 住みやすい暮らしや安全な生活のために					■ ■
車などからの騒音の防止に努める。					■
家庭からの騒音・振動，悪臭の防止に努める。					■
(7) 汚染の予防のために			■		■ ■
化学物質の適正な保管・処理に努める。			■		■
(8) 自然や文化に関心を持ちましょう			■ ■ ■		■ ■ ■
生物多様性に関する理解を深め，マナーの徹底に努める。			■ ■ ■		■
里山や河川などの身近な自然とのふれあい，生物多様性の保全に努める。			■ ■ ■		■ ■
地域の歴史・文化の保全と継承に努める。			■ ■ ■		■ ■
(9) 環境に配慮した活動を実践するために					■ ■ ■
環境学習の場への参加などを通じ，環境に関する情報の収集や理解に努める。					■ ■
日常的にできる環境保全活動の実践や，地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。					■ ■
日常生活における環境管理活動(家庭版 ISO)の実践に努める。					■ ■

3 事業者（オフィスにおける環境配慮指針）

オフィス事務等における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 ごみの適正処理・処分	緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質
(1) 事務用品などを購入するときに					
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■	■	■		■
ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。		■			
(2) エネルギーを使用するときに					
省エネ機器、再生可能エネルギー設備の導入や効率的なエネルギー利用により、電気・ガスなどの削減に努める。	■	■			■
エコなエネルギーの調達に努める。	■	■			
(3) ごみを処理するときに					
ごみの減量に努める。		■	■		■
リサイクルに努める。			■		
ごみの適正な処理に努める。			■		
(4) 外出するときに					
E V（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用推進に努める。	■	■		■	■
環境に配慮した運転（エコドライブ）や自動車の利用（カーシェアリング）に努める。	■	■		■	■
公共交通や、自転車の積極的な利用に努める。	■	■		■	■
(5) 事務所などの建築や管理をするときに					
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。				■	
過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。	■	■			
雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。		■		■	
雨水の有効活用などにより、水道水の節水に努める。	■	■		■	
污水や排水の適正な処理に努める。				■	
敷地内や周辺などの緑化や適正な管理に努める。		■	■	■	
(6) 近隣公害をなくすために					
社用車両からの騒音・振動の防止に努める。					■
工場・事業場からの騒音・振動の防止に努める。					■
工場・事業場からの悪臭の防止に努める。					■

環境配慮指針	環境項目	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
		省エネルギー 自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 緑・水環境	水・土壌・地盤 大気環境	音・振動・臭気・化学物質 もったいないのこころの醸成
(7) 汚染の予防のために						
	化学物質の適正な保管・処理に努める。		■		■	
(8) 自然や地域資源を守るために						
	生物多様性に関する理解を深め、生物多様性に配慮した事業活動に努める。			■	■	■
	生物多様性保全活動への参加・協力を努める。			■	■	
	地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。			■	■	
(9) 地球環境を守るために		■	■	■	■	■
	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。	■	■	■		
	フロン排出防止に努める。		■			
	環境に関する国際協力活動への貢献に努める。		■			
	地球環境に配慮した事業活動に努める。	■	■		■	■
(10) 環境への意識を高め、取組を実践するために					■	■
	公害防止に係る取組に努める。				■	■
	職場における環境教育及び環境保全活動の実践に努める。					■
	環境学習の場や地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。					■
	環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。				■	■
	事業活動における環境管理活動の実践に努める。					■

4 事業者（産業別環境配慮指針）

産業分類別環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込める環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質 大気環境	もったいないのこころの醸成 人づくりの推進 実践行動の場と機会の提供
(1) 農林業	■	■	■	■	■
環境保全型農業の推進に努める。	■	■	■	■	■
農業系廃棄物の適正処理に努める。		■			■
地産地消に努める。	■	■	■	■	
森林の多面的機能を保全するため、森林の適正な維持・管理に努める。		■	■		■
林業系廃棄物の有効利用と適正処理に努める。	■	■			■
森林の有効活用と交流の推進に努める。		■	■		■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■	
(2) 鉱業，建設業	■	■	■	■	■
周辺の自然や景観などに配慮した資源採掘及び設計，建築に努める。			■	■	
資源採掘及び建設に伴う大気汚染，水質汚濁，騒音・振動などの防止の徹底に努める。			■	■	■
環境への負荷の少ない建築資材の利用に努める。			■	■	
建設に伴う廃棄物の適正な処理や，建設副産物の有効利用に努める。		■	■		
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■	
(3) 製造業	■	■	■	■	■
エコマーク製品などの環境に配慮した製品，及びごみの減量化や再資源化に適した製品の開発・製造に努める。	■	■	■		■
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど，製造工程における環境への配慮に努める。	■	■	■	■	■
工場・事業場からの大気汚染，水質汚濁，騒音・振動，悪臭などの防止に努める。				■	■
化学物質の適正な管理や使用量の削減に努める。					■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■	

環境項目	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり	
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 ごみの適正処理・処分	緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	大気環境 水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質	実践行動の場と機会の提供 人づくりの推進 もったいないのこころの醸成
環境配慮指針						
(4) 卸売, 小売, 飲食業	■	■	■	■	■	
エコマーク製品など環境に配慮した商品の販売に努める。	■	■	■		■	
容器包装の減量化やリサイクルに努める。		■	■			
飲食におけるごみの減量化やリサイクルに努める。		■	■			
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。			■	■	■	
地産地消に努める。	■	■	■	■	■	
(5) 廃棄物処理業	■	■	■	■	■	
廃棄物の管理の徹底に努める。			■	■	■	
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、廃棄物の適正処理の徹底に努める。		■	■	■	■	
廃棄物の処理過程で発生するエネルギーの有効利用に努める。	■	■	■			
周囲の環境に配慮した事業活動に努める。			■	■	■	
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■		
(6) エネルギー供給業	■	■	■	■	■	
地球温暖化防止対策への貢献に努める。	■	■				
地域住民の安全対策の徹底に努める。		■				
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、周囲の環境に配慮した事業活動に努める。		■	■	■	■	
事業に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止の徹底に努める。				■	■	■
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■		
(7) 運輸, 流通業	■	■		■	■	
効率的な物流に努める。	■	■		■	■	
E V（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用など、モーダルシフト（環境にやさしい輸送手段への転換）に努める。	■	■		■	■	
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■		■	■	
気候変動に伴う異常気象等への対策に努める。		■		■		

- 事業活動を実施する場所の地域特性や地域資源の確認について
地域の環境は、山や川、森などの自然や、歴史・文化財など様々な地域資源から構成されています。地域資源や地域の特性などについて認識することは、適切な環境配慮行動の実施につながります。

5 市役所（市における環境配慮指針）

市における環境配慮指針と、指針の実行により特に効果の見込まれる環境項目

環境配慮指針	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
	省エネルギー 自立・分散型エネルギー	環境負荷の少ないまちづくり ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 ごみの適正処理・処分	緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質
(1) 事務用品などを購入するときに					
エコマーク製品などの環境に配慮した製品の購入に努める。	■		■		■
ごみの排出が少ない事務用品の購入に努める。		■			
(2) エネルギーを使用するときに					
省エネ機器や再生可能エネルギー設備の導入などにより、電気・ガスなどの節約に努める。	■	■		■	
エコなエネルギーの調達に努める。	■	■			
(3) ごみを処理するときに					
ごみの減量に努める。		■	■		■
リサイクルに努める。			■		
ごみの適正な処理に努める。			■		
(4) 外出するときに					
E V（電気自動車）等の低環境負荷型自動車の利用推進に努める。	■	■		■	■
環境に配慮した運転（エコドライブ）に努める。	■	■		■	■
公共交通や自転車の積極的な利用，効率的な移動に努める。	■	■		■	■
(5) 市有施設などの建築や管理をするときに					
周辺の自然や景観などに配慮した建築に努める。				■	
過度な暖房や冷房に頼らない省エネルギー化に配慮した建築に努める。	■	■			
雨水などの浸透に配慮した敷地の管理に努める。				■	
雨水の有効活用などにより，水道水の節水に努める。	■	■		■	
汚水や排水の適正な処理に努める。				■	
公共施設や公園など市有地の緑化や適正な管理に努める。		■	■	■	
(6) 近隣公害をなくすために					
公用車両からの騒音・振動の防止に努める。					■
施設・事業場からの騒音・振動，悪臭の防止に努める					■

環境配慮指針	環境項目	地球環境	廃棄物	自然環境	生活環境	人づくり
		省エネルギー 自立・分散型エネルギー	ごみの発生抑制 適正な資源循環利用	生物多様性 ごみの適正処理・処分	緑・水環境 まちづくりと自然のつながり	水・土壌・地盤 音・振動・臭気・化学物質
(7) 汚染の予防のために						
化学物質の適正な保管・処理に努める。			■			■
(8) 自然や地域資源を守るために						
生物多様性に関する理解を深め、生物多様性に配慮した事業活動に努める。				■	■	■
生物多様性保全活動への参加・協力を努める。				■	■	
地域の歴史的・文化的景観の保全と継承に努める。				■	■	
(9) 地球環境を守るために		■	■	■	■	■
二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制に努める。	■	■	■	■		
フロン排出防止に努める。			■			
地球環境に配慮した事業活動に努める。	■	■	■		■	■
(10) 環境への意識を高め、取組を実践するために						■
庁内における環境教育及び環境保全活動の実践に努める。						■
環境学習の場や地域などで行う環境保全活動への参加・協力を努める。						■
環境に配慮した事業活動の体制・仕組の整備に努める。						■
事業活動における環境管理活動の実践に努める。						■
(11) 公共事業などを行うときに		■	■	■	■	■
最新の知見や利用可能な最善の環境技術を導入するなど、公共事業における環境への負荷の低減に努める。	■	■	■	■	■	■
イベント事業における環境への負荷の低減に努める。	■	■	■	■	■	■

6 環境配慮指針の取組例

市民

◆買い物をするときに

- ・買い物は食べ切り、使い切りができるものか意識しましょう。
- ・地元で採れた野菜などの地産地消を意識して購入しましょう。
- ・マイバッグを忘れないようにしましょう。



詰め替え製品購入



マイバッグの活用

【取組の効果】

- 食べ切り、使い切りで、未開封や賞味期限切れの食品ロスを削減できます。
- 地産地消を心がけることで、輸送に伴う温室効果ガスの削減だけでなく、食育にもつながります。
- マイバックの利用や過剰包装を辞退することで、ごみを減らすことができます。

◆エネルギーを使用するときに

- ・給湯器の給湯温度を低くしたり、照明をこまめに消すようにしましょう。
- ・電気やガスなどの節約に努めましょう。
- ・再生可能エネルギーの導入に努めましょう。



こまめなスイッチの ON/OFF

【取組の効果】

- 消費電力を抑えることは、電気を作るために消費される化石燃料の消費抑制につながります。
- 再生可能エネルギーによって得られる電気や熱は、温室効果ガスを排出しないため、地球温暖化の防止につながります。



太陽光発電

◆ごみを処理するときに

- ・ごみの減量や資源化に努めましょう。
- ・リサイクルに努めましょう。
- ・ごみの分別に努めましょう。



ごみの分別

【取組の効果】

- ごみの分別や資源化はごみの減量につながるとともに、廃棄物の処理に伴って生じる温室効果ガスを削減できます。

◆外出するときに

- ・電気自動車の利用やエコドライブの実践に努めましょう。
- ・公共交通機関や自転車を積極的に利用しましょう。



公共交通機関、自転車の活用

【取組の効果】

- 水素や電気を燃料とする次世代自動車を利用することは、ガソリンなどの化石燃料の消費抑制につながります。

市民

◆家屋や敷地の管理など

- ・周辺の自然環境や景観への配慮に努めましょう。
- ・敷地内の緑化や雨水の浸透に努めましょう。



庭などの緑化

【取組の効果】

- 近隣住民に配慮した管理が良好な住民生活につながります。
- 緑化に努めることで自然を身近に感じることができます。



断熱性の高い住宅

◆住みよい暮らしや安全な生活のために

- ・騒音や振動の防止に努めましょう。
- ・洗剤などの薬品の適切な管理、処理に努めましょう。



近隣からの騒音



洗剤などの薬品

【取組の効果】

- 近年、市に寄せられる公害苦情の多くは生活に密着したものとなっています。周辺への配慮とモラルを持った行動が住みよい安全な生活環境につながります。

◆自然や文化に関心を持ちましょう

- ・身近な自然とふれあう機会を持ちましょう。
- ・地域の歴史や文化財に触れる機会を持ちましょう。

【取組の効果】

- 地域の自然環境や歴史、文化への理解が深まることで、コミュニティへの帰属意識が高まり、心や生活が豊かになります。



自然とのふれあい



文化的イベントへの参加

◆環境に配慮した活動を実践するために

- ・環境に関する学習に努め、日常における環境保全活動の実践に努めましょう。
- ・地域の環境保全活動などへ参加しましょう。



環境教育・環境学習



環境保全活動への参加

【取組の効果】

- 環境保全や取組を実践するための正しい知識を習得する機会となります。
- 環境保全活動の実践になるとともに、周囲へ取組を広める機会にもつながります。

事業者

◆ 事務用品などを購入するときに

- ・リサイクル製品やエコマーク製品、ごみの排出が少ない事務用品などの購入に努めましょう。



リサイクルマーク

◆ エネルギーを使用するときに

- ・職場における電気やガスなどの節約に努めましょう。
- ・再生可能エネルギーによる、エコなエネルギーの調達に努めましょう。



空調温度の調整

◆ ごみを処理するときに

- ・職場におけるごみの減量や資源化に努めましょう。
- ・職場におけるリサイクルに努めましょう。
- ・職場におけるごみの分別に努めましょう。



資源物の分別

◆ 外出するときに

- ・環境に配慮した運転（エコドライブ）の実践や公共交通機関等の利用に努めましょう。
- ・環境への負荷の少ない自動車の導入と利用に努めましょう。



自転車通勤

◆ 事業所などの建築や管理をするときに

- ・敷地内の緑化など、周辺の自然環境や景観への配慮に努めましょう。
- ・排水処理施設などの整備と適正管理に努めましょう。
- ・再生可能エネルギーの活用や、高断熱など、省エネ建築に努めましょう。



屋上緑化

◆ 近隣公害をなくすために

- ・工場や事業所からの騒音・振動、悪臭の発生防止に努めましょう。



薬品を扱う設備の設置

◆ 汚染の予防のために

- ・化学物質の適切な保管、適切な処理を徹底しましょう。



化学物質の保管や処理

◆ 自然や地域資源を守るために

- ・自然環境に配慮した事業活動を推進しましょう。
- ・環境保全活動や地域の歴史的・文化的景観の保全に参加・協力しましょう。



環境保全活動への参加

◆ 地球環境を守るために

- ・事業活動における温室効果ガス（CO₂ やフロンなど）の排出抑制に努めましょう。
- ・SDGs の推進など国際的視点で環境保全に努めましょう。



国際的な環境保全

◆ 環境への意識を高め、取組を実施するために

- ・環境に配慮した事業活動を行うための体制を整備しましょう。
- ・職場内での環境学習、環境保全活動の実践に努めましょう。



職場内での環境学習

事業者

◆農林業

- ・森林の適正な維持・管理に努めましょう。
- ・気候変動に伴う異常気象等による農作物の被害，病害虫の発生等に備えましょう。



自然災害による
農作物の被害

◆鉱業，建設業

- ・周辺の自然や景観に配慮した事業活動に努めましょう。
- ・地場産材など環境への負荷の少ない建築資材の利用に努めましょう。



輸送コストの少ない
資材の利用

◆製造業

- ・製造工程に環境に配慮した技術・設備などを積極的に導入しましょう。
- ・環境にやさしい製品やごみの減量化などに適した製品の開発・製造に努めましょう。
- ・工場などからの大気や水環境への化学物質の流出，騒音・振動などの防止を徹底しましょう。



省エネ型機器の導入

◆卸売，小売，飲食業

- ・簡易な容器包装や食品ロスの削減により，ごみの減量化に努めましょう。
- ・エコマーク製品や輸送コストの少ない地元製品の販売に努めましょう。



フードバンクへの協力

◆廃棄物処理業

- ・有害物質を含む産業廃棄物などの管理の徹底に努めましょう。
- ・バイオマス発電など，廃棄物の処理過程で発生するエネルギーや資源の活用に努めましょう。



廃棄物の資源化

◆エネルギー供給業

- ・工場等の周辺に住む住民の安全対策を徹底しましょう。
- ・化石燃料などを消費することによる大気汚染，水質汚濁などの防止に努めましょう。



工場などでの安全対策

◆運輸，流通業

- ・環境にやさしい次世代自動車の利用など，環境に配慮した輸送手段への転換に努めましょう。
- ・環境に配慮した運転や効率的な物流に努めましょう。



環境に配慮した
運送手段の導入

市役所

◆事務用品などを購入するときに

- ・リサイクル製品やエコマーク製品、ごみの排出が少ない事務用品などの購入に努めます。



リサイクルマーク

◆エネルギーを使用するときに

- ・市有施設で使用する電気やガスなどの節約に努めます。
- ・再生可能エネルギーなどのエコなエネルギーの調達に努めます。



空調温度の調整

◆ごみを処理するときに

- ・職場におけるごみの減量や資源化に努めます。
- ・職場におけるリサイクルに努めます。
- ・職場におけるごみの分別に努めます。



リサイクルの推進

◆外出するときに

- ・環境に配慮した運転（エコドライブ）の実践や公共交通機関等の利用に努めます。
- ・環境への負荷の少ない自動車の導入と利用に努めます。



電気自動車などの導入

◆市有施設などの建設や管理をするときに

- ・敷地内の緑化など、周辺の自然環境や景観への配慮に努めます。
- ・排水処理施設などの整備と適正管理に努めます。
- ・再生可能エネルギーの活用や、高断熱など、省エネ建築に努めます。



太陽光発電や蓄電池の導入

市役所

◆近隣公害をなくすために

- ・市有施設や公用車からの騒音・振動，悪臭の発生防止に努めます。



悪臭の発生防止

◆汚染の予防のために

- ・化学物質の適正な保管・処理に努めます。



化学物質の適切な取扱いや処理

◆自然や地域資源を守るために

- ・自然環境に配慮した事業活動を推進します。
- ・環境保全活動や地域の歴史的・文化的景観の保全に努めます。



◆地球環境を守るために

- ・事業活動における温室効果ガス（CO₂やフロンなど）の排出抑制に努めます。
- ・SDG s の推進など国際的視点で環境保全に努めます。



省エネ型機器の導入

◆環境への意識を高め，取組を実践するために

- ・環境に配慮した事業活動を行うための体制を整備します。
- ・庁内での環境学習の実施，環境保全活動の実践及び開催に努めます。



庁内の環境学習

◆公共事業などを行うときに

- ・環境に関する新しい知見や技術を導入するなどにより，公共事業やイベントにおける環境への負荷の低減に努めます。



環境に配慮したイベントの開催

市民・事業者の皆様に行ってほしいこと
(主体別の環境配慮行動のイメージ)

環境未来都市実現するためには、行政だけではなく市民や事業者の皆様が、日常生活や事業活動の中で環境について考え、行動することが大切です。ここで紹介した取組以外にも“環境に配慮した取組”はまだたくさんあります。皆様が日頃取り組んでいることは何ですか？

エネルギーの確保

【市民・事業者】

災害に備えて、太陽光発電や蓄電池等を導入し、エネルギーを確保しよう

自然とのふれあい

【市民】

マナーを守って里山や河川などの身近な自然と親しみ、生物多様性を知ろう



太陽光発電

再生可能エネルギーの地産地消

【市民・事業者】

地域新電力会社を通じて地域の再生可能エネルギーを利活用しよう

公共交通の利用

【市民・事業者】

LR Tやバスなどの公共交通を積極的に利用しよう



パークアンドライド



マイバッグ

地産地消

【市民】

輸送コストの低い地元産の商品を購入しよう

【事業者】

地元のおいしい食材を提供しよう

食品ロスの削減

【市民】

必要な物を必要な分だけ買うようにしよう

【事業者】

フードバンクへの協力や販売方法を工夫して、食品ロス削減に取り組もう

レジ袋の削減と簡易包装

【市民】

簡易包装を選んだり、マイバッグを持参して買い物しよう

【事業者】

過剰な包装は控えよう



燃料電池自動車

環境にやさしい製品

【事業者】

リサイクルしやすい製品を開発したり,再生可能エネルギーを利用して製造しよう

エネルギーの削減

【事業者】

工場や事業所におけるエネルギー使用量を把握し,削減しよう

化学物質や騒音

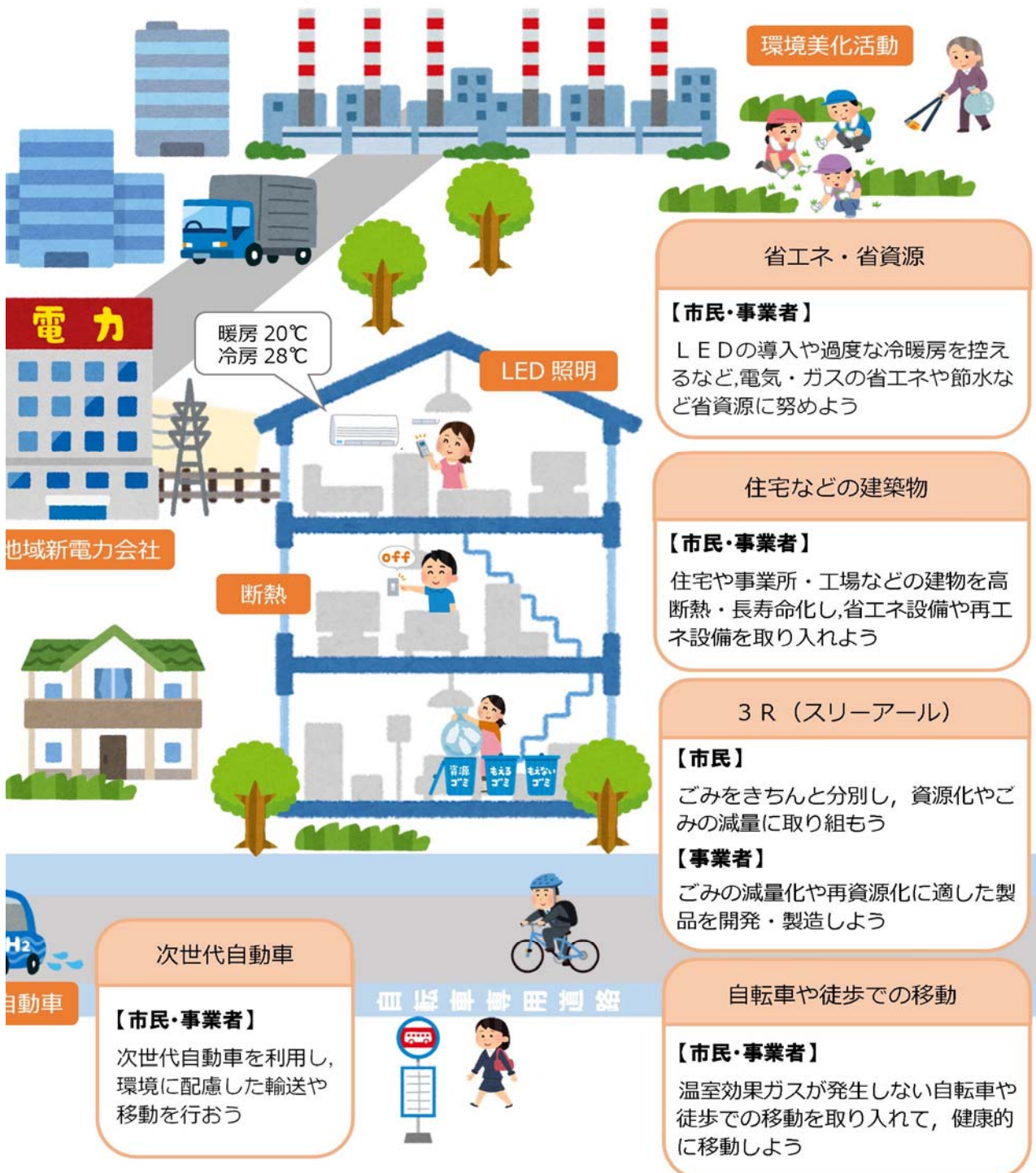
【市民・事業者】

周辺的环境に配慮して,化学物質や騒音の発生を低減させよう

環境保全活動への参加

【市民・事業者】

地域の環境や生きものを守り育てる活動に参加しよう



環境美化活動

省エネ・省資源

【市民・事業者】

LEDの導入や過度な冷暖房を控えるなど,電気・ガスの省エネや節水など省資源に努めよう

住宅などの建築物

【市民・事業者】

住宅や事業所・工場などの建物を高断熱・長寿命化し,省エネ設備や再エネ設備を取り入れよう

3R (スリーアール)

【市民】

ごみをきちんと分別し,資源化やごみの減量に取り組もう

【事業者】

ごみの減量化や再資源化に適した製品を開発・製造しよう

次世代自動車

【市民・事業者】

次世代自動車を利用し,環境に配慮した輸送や移動を行おう

自転車や徒歩での移動

【市民・事業者】

温室効果ガスが発生しない自転車や徒歩での移動を取り入れて,健康的に移動しよう

第2節

計画策定体制

1 宇都宮市環境審議会

宇都宮市環境審議会は、学識経験者や各界代表者などから構成されており、市長からの諮問を受け、計画の基本的な考え方や内容等について審議し、答申を行いました。

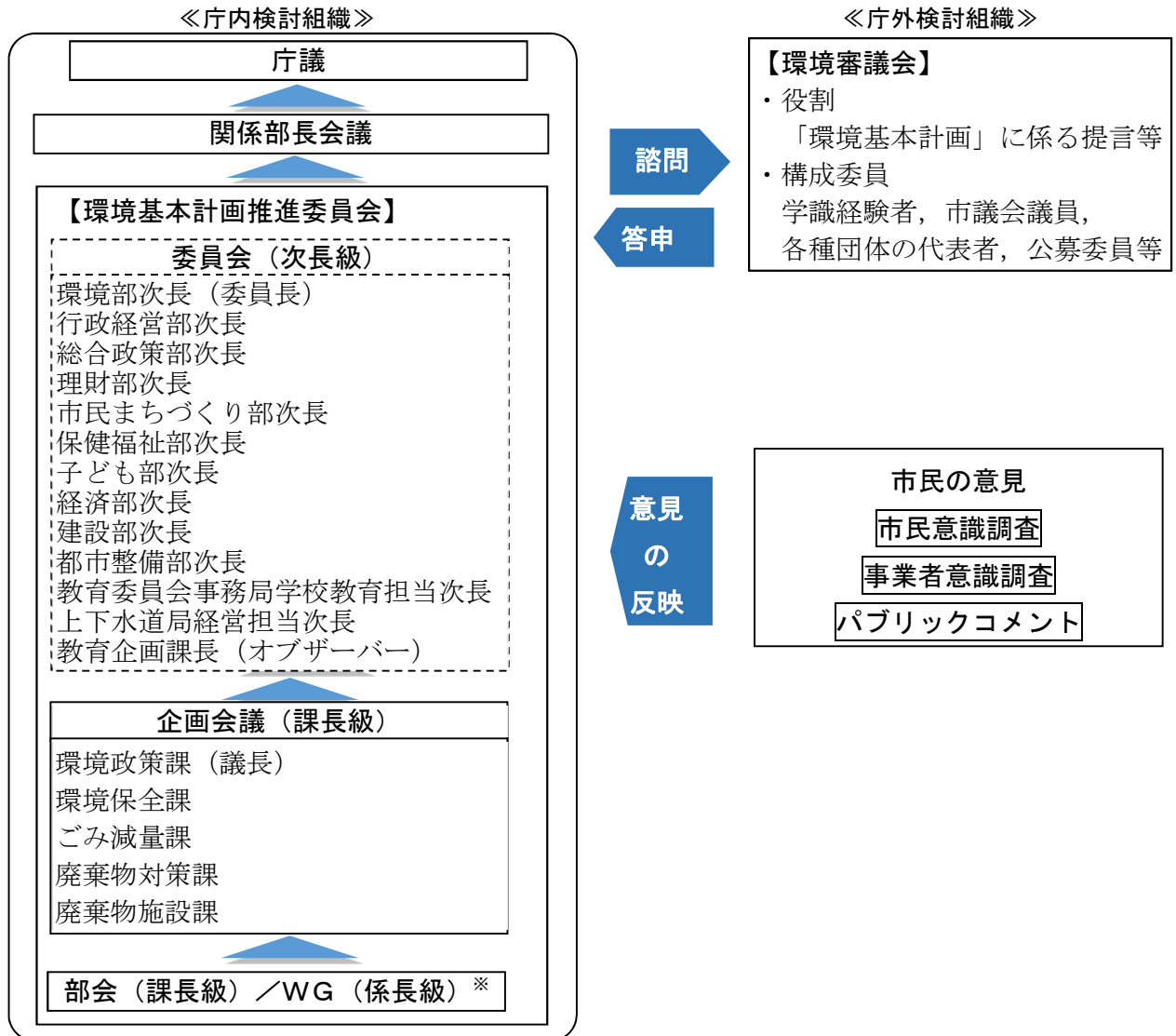
■宇都宮市環境審議会委員（令和3年3月31日現在）

敬称略・順不同

	氏名	役職等	委員区分	備考
1	郷間 康久	市議会議員	1号委員 市議会議員	令和2年6月12日まで
2	篠崎 圭一			令和2年6月12日まで
3	長谷川 武士			令和2年6月12日まで
4	渡辺 通子			令和2年6月12日まで
5	岡本 源二郎			令和2年6月12日から
6	高橋 英樹			令和2年6月12日から
7	原 千鶴			令和2年6月12日から
8	福田 陽			令和2年6月12日から
9	青木 章彦	作新学院大学女子短期大学部教授	2号委員 学識経験を 有する者	
10	新井 有明	栃木県地球温暖化 防止活動推進センター長		
11	伊藤 直次	宇都宮大学大学院特任教授		会長
12	桂木 奈巳	宇都宮共和大学教授		
13	加藤 彰	帝京大学教授		
14	近澤 幸嗣郎	宇都宮市医師会理事		
15	青木 洋行	宇都宮青年会議所副理事長	3号委員 事業者を 代表する者	令和3年2月4日まで
16	永吉 準	宇都宮青年会議所全国大会実行委員長		令和3年2月5日から
17	市村 臣久	宇都宮農業協同組合 代表理事専務		令和2年6月5日まで
18	佐藤 俊伸			令和2年6月6日から
19	篠崎 務	宇都宮商工会議所議員		
20	赤石澤 亮	うつのみや環境行動フォーラム理事	4号委員 市民団体を 代表する者	副会長
21	遠藤 廣	宇都宮市青少年育成市民会議副会長		
22	金枝 右子	宇都宮市女性団体連絡協議会会長		
23	古澤 勝司	宇都宮市自治会連合会副会長		
24	横川 剛	宇都宮地方气象台次長	5号委員 関係行政機関の職員	
25	齊藤 好広	公募委員	6号委員 前各号に掲げる者のほ か、環境の保全及び 創造について特に識見 を有すると認められる者	
26	中岡 真			

2 体制図

環境審議会の意見等を踏まえながら，庁内検討組織において計画原案の作成を行いました。



※ 「部会」及び「ワーキンググループ」の所掌分野

部 会	所掌分野
地球環境・人づくり部会 （環境政策課）	<ul style="list-style-type: none"> 「地球環境分野」，「人づくり分野」 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
市役所温暖化対策部会 （環境政策課）	<ul style="list-style-type: none"> 「地球環境分野」のうち，「市役所の温暖化対策」 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
自然環境・生活環境部会 （環境保全課）	<ul style="list-style-type: none"> 「自然環境分野」，「生活環境分野」 生物多様性地域計画
循環型社会部会 （ごみ減量課）	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物分野」のうち，「発生抑制及び資源循環利用」 一般廃棄物処理基本計画
廃棄物部会 （廃棄物対策課）	<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物分野」のうち，「最適な処理・処分の推進」 不法投棄未然防止推進計画

第3節

計画策定経過

1 宇都宮市環境審議会

回数	開催日	審議事項等
第37回	令和2年 5月15日(金)	●第3次宇都宮市環境基本計画の改定について（諮問）
第38回	令和2年 9月30日(水)	●第3次宇都宮市環境基本計画骨子案について
第39回	令和2年 12月21日(月)	●「第3次宇都宮市環境基本計画 後期計画」（素案）等 について
第40回	令和3年 2月17日(水)	●「第3次宇都宮市環境基本計画後期計画」（素案）に関する パブリックコメントについて ●「第3次宇都宮市環境基本計画後期計画」に関する答申（案） について

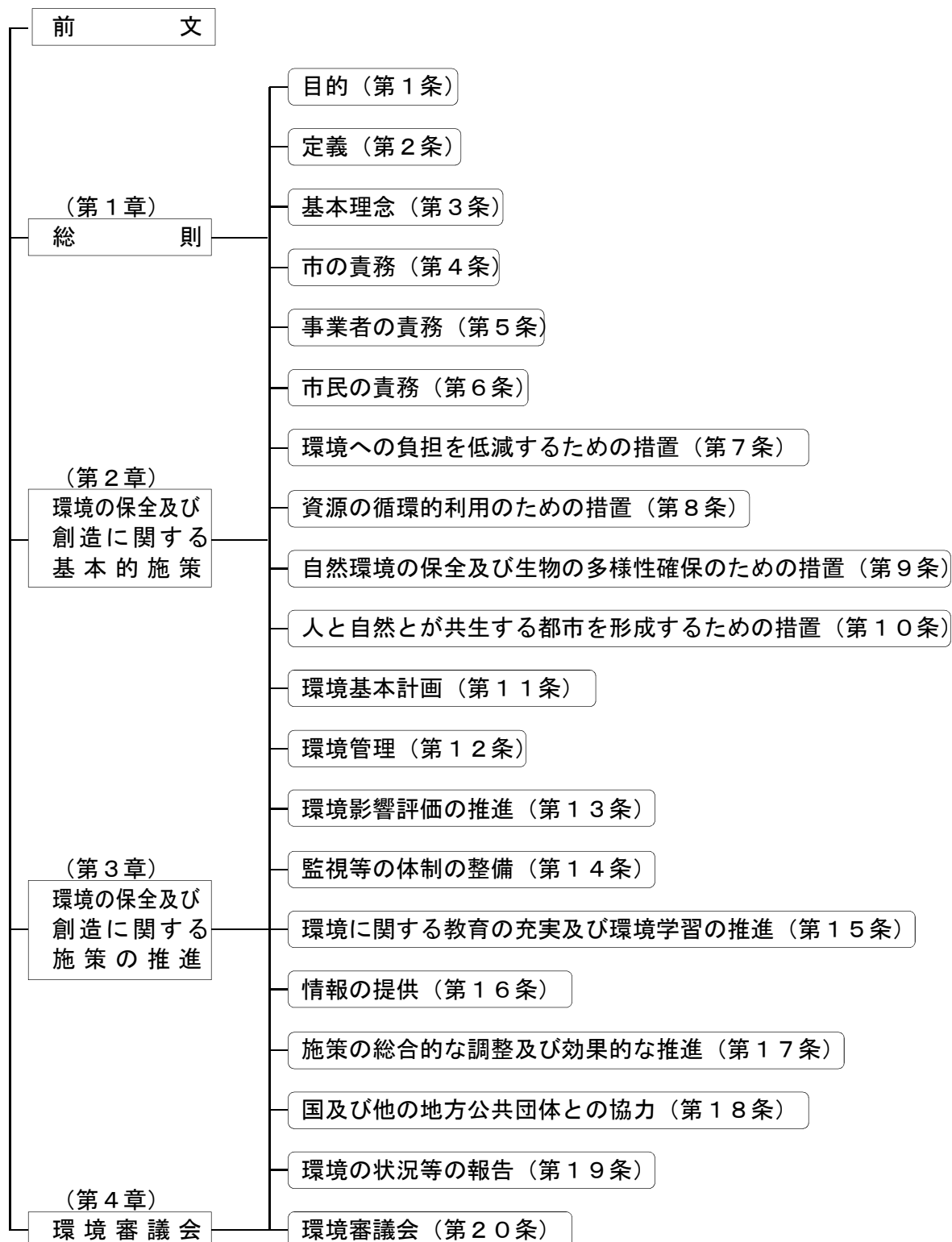
答申書手交式の様子



左から、伊藤直次会長、佐藤市長、赤石澤亮副会長

第4節

宇都宮市環境基本条例



(平成13年9月28日宇都宮市条例第32号)

前文

宇都宮市は、遠く日光連山を望み、北西部の緑豊かな丘陵地、南東部の広大な平野及び鬼怒川、田川、姿川の清流が織りなす自然の恵みを受け、多くの先人たちのたゆみない歴史と文化の積み重ねにより、二荒の森を中心にして発展を遂げてきた。

しかし、今日、都市化の進展や生活様式の変化等に伴い、環境への負荷は高まり、都市型公害や生活型公害が顕在化している。また、人の活動により身近な自然が減少し、廃棄物の発生量の増大などが引き起こされ、さらには、地球温暖化やオゾン層の破壊などの問題が地球的規模で広がりを見せ、人類を含むすべての生物の生存基盤そのものを脅かすに至っている。

こうした環境に関する問題は、大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済システムやそれを支えている私たちのライフスタイルに根ざしており、その解決のためには、一人ひとりが日常生活の在り方を見直すとともに、環境をより良くするための行動を自ら実践することが必要となっている。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の下に、等しく健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、人類の存続の基盤である環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく大きな責務を有している。

このような認識の下、私たちは、「環境都市」の実現を目指し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、将来の世代にその環境を継承することができるよう環境の保全及び創造に関する基本的事項を定め、地域の自然的社会的条件に応じた施策を推進し、もって市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。

2 環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、環境の保全及び創造について、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、積極的に環境への負荷の低減及び地域の緑化の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動において、ばい煙、汚水その他排出物等を適正に処理し、これらによる公害の発生を防止するとともに、廃棄物及び温室効果ガスの排出を抑制するほか、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等を積極的に利用するとともに、利用した製品その他の物が廃棄物になった場合に、その適正な処理を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、その事業を行う区域内に緑地を確保するとともに、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

4 事業者は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、焼却煙及び騒音の発生の防止、廃棄物及び温室効果ガスの排出の抑制、資源及びエネルギーの節減その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、野生動植物の生態系に配慮し、自主的に樹木及び花きを植栽する等の人と自然とが豊かに触れ合う緑あふれる環境づくりに努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への負荷を低減するための措置)

第7条 市は、事業者による事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを防止し、及び温室効果ガスの排出を抑制するため、必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用のための措置)

第8条 市は、廃棄物の発生抑制、製品の再資源化並びに資源及びエネルギーの有効利用が図られるとともに、環境への影響が少なく、資源の再生に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう資源の循環的利用のために必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全及び生物の多様性確保のための措置)

第9条 市は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、野生動植物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(人と自然とが共生する都市を形成するための措置)

第10条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に位置付けられ、それぞれが相互に関わりあい、人と自然との豊かな触れ合いが保たれるよう人と自然との共生が図られる都市の形成に必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境保全及び創造に関する施策の推進

(環境基本計画)

第11条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向性

(2) 前号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宇都宮市環境審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境管理)

第12条 市長は、第2章の施策を実施するに当たっては、環境への負荷を低減し、環境の保全及び創造に資するため、環境を管理する制度を用いるとともに、事業者その他の者がその制度を導入できるよう促進に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するよう努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第14条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(環境に関する教育の充実及び環境学習の推進)

第15条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう環境に関する教育の充実及び環境学習の推進に努めるものとする。

附 則

(情報の提供)

第16条 市は、市民及び事業者が行う地域の緑化、再生資源の回収その他の環境の保全及び創造に関する自主的な活動を促進するため、情報の提供に努めるものとする。

(施策の総合的な調整及び効果的な推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び効果的な推進を図るため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第18条 市は、環境の保全及び創造を図るための施策のうち、広域的な取組みを必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境の状況等の報告)

第19条 市長は、毎年度、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

(施行期日)

1 この条例は、平成13年10月1日から施行する。

(宇都宮市環境保全条例の廃止)

2 宇都宮市環境保全条例(昭和55年条例第42号)は、廃止する。

(宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正)

3 宇都宮市附属機関に関する条例(昭和42年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部宇都宮市環境審議会の項を削る。

(宇都宮市附属機関に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際現に改正前の宇都宮市附属機関に関する条例別表市長の部宇都宮市環境審議会の項の規定による宇都宮市環境審議会の委員であった者は、第20条第3項に規定する委員とみなす。

第4章 環境審議会

第20条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宇都宮市環境審議会(以下「環境審議会」という。)を置く。

2 環境審議会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を所掌する。

(1) 環境基本計画について、第11条第3項の規定に基づき意見を述べること。

(2) 環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議すること。

3 環境審議会は、委員20人以内で組織する。

4 前3項に定めるもののほか、環境審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【ア】

新しい生活様式

新型コロナウイルス感染症の流行を受け、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議により提言された、飛沫感染や接触感染などの感染対策を日常生活へ取り入れた生活様式をいいます。

【イ】

一般廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく産業廃棄物以外の廃棄物で、主に家庭や小規模事業所などから排出される様々なごみをいいます。また、し尿や家庭における雑排水も含まれます。

【ウ】

宇都宮市環境基本条例

人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能な「環境都市うつのみや」の実現を目指して、平成13年9月に制定しました。「環境を育む」という考え方を取り入れ、育むための考え方や市・事業者・市民の各主体が取り組まなければならないこと、互いに協力しながら自ら進んで、健全で豊かな環境作りに取り組んでいくことの大切さなどを定めています。

【エ】

エコツーリズム（ニューツーリズム・グリーンツーリズム）

従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行をいいます。地域性を生かすことから、地域活性化につながるとして期待されています。厳密な定義はなく、自然体験をテーマとしたエコツーリズム、田舎の生活体験をテーマとしたグリーンツーリズムやアグリツーリズム、産業資源をテーマとした産業観光、健康づくりをテーマとしたヘルスツーリズム、じっくりと地域を体験する長期滞在型観光などが挙げられます。

エネルギー起源 CO₂

石炭や石油、都市ガスなどの燃料の燃焼により発生・排出される二酸化炭素です。日本における温室効果ガス排出量全体のうち約8～9割程度を占めています。

【オ】

温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収し、熱を宇宙空間に逃げないように閉じ込めておく温室の効果をもつ大気の総称をいい、二酸化炭素、メタン、フロンなどがあります。近年、この温室効果ガスの増加による地球の温暖化が進んでおり、地球環境問題の一つとされています。（→地球温暖化、フロン）

【カ】

カーシェアリング

1台の自動車を複数の人が共同で利用する自動車の利用形態のことで、通常は会員制などとし、レンタカーに比べて短時間での利用を想定しています。

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることが出来ないCO₂等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

環境基準

「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として環境基本法に基づき定められている行政上の目標です。大気汚染、水質汚濁、土壌、騒音、ダイオキシン類などについて定められています。

環境への負荷

人が環境に及ぼす負担のことをいいます。環境基本法では、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となる恐れのあるものをいう。」と定義しています。

環境マネジメント

事業者（組織）が、環境に関する方針を定め、その方針に沿った目標と計画を策定（Plan）し、計画に基づき実施・運用（Do）を行い、目標の達成状況や計画の実施状況を点検（Check）し、計画の見直し（Action）を行うという一連の行為を実施することにより、環境への負荷の低減に継続的に取り組んでいく仕組みをいいます。

【キ】

気候変動

自然的要因や人為的要因により気候が変動することです。近年は、地球温暖化に伴う気候変動が顕在化しつつあると考えられており、平均気温の上昇のほか、台風の大型化や大雨・局地的豪雨の発生頻度の増加、降水量の減少など様々な気候変動が観測されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）

1988年に設立され、世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、気候変動枠組条約の活動を支援する組織です。5～7年ごとに地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。

基本理念

「宇都宮市環境基本条例」の「宇都宮市環境基本条例」では第1章第3条に基本理念を示しており、「環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民による役割分担と相互協力の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、限りある資源を循環できる持続可能な社会への転換を図るとともに、自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成するよう適切に行わなければならない。」、「環境都市の実現に向けた前項の目標を推進するに当たっては、人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、野生生物種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対し、その支障の原因となるおそれのあるものを取り除き、又は改善する措置を講ずる等の環境の保全に貢献することを基本として行わなければならない。」としています。

【ク】

グリーン・リカバリー

新型コロナウイルス感染症からの経済復興にあたり、脱炭素社会の構築に向けた気候変動対策をさらに推し進め、生態系や生物多様性の保全を通じて災害や感染症などに対して、より強靱な社会・経済モデルへと移行しようとする考え方です。

【コ】

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や非メタン炭化水素などが、太陽の紫外線を吸収し、光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称をいいます。光化学オキシダントが原因で発生する光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、目の粘膜への刺激や呼吸への影響といった健康被害や、農作物への影響が懸念されています。

国連持続可能な開発サミット

2015年にニューヨーク国連本部にて開催された、環境問題と持続可能な開発に関する国連主催の国際会議です。当会議の中では、人間、地球及び繁栄のための2030年までの行動計画として「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。

【サ】

最終処分場

廃棄物は、資源化や再利用される場合を除いて最終的には大部分が埋め立てにより処分されており、この最終処分を行う施設を最終処分場といいます。最終処分場は、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び「一般廃棄物最終処分場」に分類され、埋め立てる廃棄物の性状により構造基準や維持管理基準が定められています。

再生可能エネルギー

自然エネルギーとはほぼ同義で、太陽光、風力、水力、地熱、空気熱、バイオマス（木材、廃棄物等）など、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出す、枯渇しないエネルギーを意味します。

里地里山

里山とは、木材の採取や炭焼、肥料となる落葉の採取、食糧や生活用材の採取などに繰り返し利用されていた山のことで、近くの集落や農地と併せて里地里山とよんでいます。人の営みと自然が共存してきた環境であり、近年は、自然と身近にふれあえる空間として再評価されています。

【シ】

循環型社会

循環型とは、廃棄物などの発生を抑制し、資源やエネルギーの循環的な利用や適正な処分を進めることです。資源採取、生産、流通、消費、廃棄などの社会経済活動の全段階を通じて、循環資源の利用や廃棄物等の発生抑制などの取組により、新たに採取する資源をできる限り少なくする社会をいいます。

自立分散型エネルギー

再生可能エネルギー等の供給や地域コミュニティでの効率的な電力・熱融通を実現することで、災害時に電力供給が停止した場合においても、地域で自立的にエネルギーを確保できるシステムをいいます。

人口減少社会

出生率の低下などを背景に、継続的に人口が減少していく社会のことです。日本では21世紀初頭より死亡者数が出生数を上回り、人口減少社会に突入しています。

【ス】

水素サプライチェーン

利用の段階で二酸化炭素を排出せず、地球温暖化対策に大きく貢献し得るエネルギーとして期待される水素について、再生可能エネルギーなどの活用により水素を製造し、貯蔵・輸送・供給、そして利用するまでの一連の流れを指します。

3R（スリーアール）

「リデュース（Reduce = ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse = 再使用）」「リサイクル（Recycle = 再資源化）」の3つの頭文字をとったものをいいます。

【セ】

生態系

生物同士や、生物を取り巻く環境について、互いに関係しあっている総合的なシステムとして捉えたものを意味します。水と土、空気と太陽によって植物が育ち、それを食べて動物が生活し、植物や動物が死んで土にかえることを指し、ある動物が別の動物の餌となることなどは、その一面といえます。

生物化学的酸素要求量（BOD）

Biochemical Oxygen Demand の略称で、河川などの水中の微生物が汚染物質を分解するために必要な酸素量のことをいいます。河川の水質環境基準として用いられ、この数値が大きいほどその水中には汚染物質が多く、水質が汚濁していることを意味します。

【タ】

第 6 次宇都宮市総合計画

総合計画とは、宇都宮市が進むべきまちづくりの方向性を見定め、それに向かって取り組んでいくための市政運営の基本となる計画のことです。宇都宮市では第 6 次宇都宮市総合計画を平成 30 年に策定し、2050 年を目標年次とした 10 年計画として取組を進めています。

第 4 次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画とは、長期的で総合的なエネルギー政策を計画的に進めるため、「エネルギー政策基本法」に基づき政府が定める、エネルギーの需給に関する基本的な計画のことです。第 4 次エネルギー基本計画は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故などのエネルギーを巡る環境の変化を受け、平成 26 年に策定されました。

第 4 次環境基本計画・第 5 次環境基本計画

環境基本計画とは、「環境基本法」に基づき政府が定める環境の保全に関する基本的な計画のことです。第 4 次環境基本計画は平成 24 年に策定され、持続可能な社会の実現に向けた 4 つの方向性が示されました。また、第 5 次環境基本計画は平成 30 年に策定され、SDGs の考え方を活用した、環境・経済・社会の統合的向上を具体化した計画として示されました。

【チ】

超高齢社会

総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合が 21%を超えた状態を指し、日本は 2007 年に超高齢社会を迎えています。2017 年における主要国の高齢化率は日本がトップであり、他国と比較して日本の高齢化は速いスピードで進んでいます。

【ニ】

二酸化炭素（CO₂）

炭素（C）の酸化物の一つで、炭酸ガスともいい、炭素原子 1 つと酸素原子 2 つが結合した分子構造となっています。石油や石炭、木材を始めとして炭素を含むあらゆるものの燃焼や、生物の呼吸などで発生します。植物の生育に欠かせない重要な物質である一方、地球温暖化の要因として排出削減が求められています。

【ハ】

バイオマス

生物（バイオ）を起源としたまとまった量（マス）の有機物の意味で、エネルギーの原料としては木、穀物、糞尿、植物油、藻などがあります。

ハイブリッド車

ガソリンや軽油を使うエンジンと電気を使うモーターを組み合わせることで、燃料消費や排ガスを少なくした自動車をいいます。

【フ】

プラグインハイブリッド車（PHV）

電源コンセントにつないで充電ができるハイブリッド車をいいます。大きなバッテリーを積んでおり、電気のみで走る能力が高くなっています。（→ハイブリッド車）

フロン

正式にはクロロフルオロカーボンといいます。熱媒体（冷房・冷蔵）や電気部品の洗浄剤、噴霧（スプレー）などに使用されていましたが、オゾン層破壊や地球温暖化の原因物質であることが判明してから使用制限や適正な廃棄・回収が行われています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンを「特定フロン（CFC）」と呼んでいます。

【モ】

モビリティ

英語で移動性や流動性を意味する「mobility」を語源としており、主に移動手段などを指します。

【E】

ESD（イー・エス・ディー）

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称です。環境・貧困・人権・平和・開発といった様々な地球規模の課題がある中で、これらの課題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践していくこと（think globally, act locally）を身につけ、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

EV（イー・ブイ）

電気をエネルギーとしてモーターにより動かす自動車のことで、いわゆる電気自動車をいいます。

【F】

FCV（エフ・シー・ブイ）

Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称で、燃料電池を搭載し、燃料電池により発電した電力で走行する自動車をいいます。燃料として水素が用いられ、水素と酸素を触媒により結合する過程で電気を発生させます。

【H】

HEMS（ヘムス）

Home Energy Management System（家庭用のエネルギー管理システム）の略称で、電気やガスなどのエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、削減につなげます。HEMSでは、家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリーなどの蓄電することで細かな電力管理を行います。

【I】

ICT（アイ・シー・ティー）

Information & Communications Technology（情報通信技術）の略称です。